

第1回第3期吹田市教育振興基本計画「吹田市教育ビジョン」策定支援業務プロポーザル選定委員会 議事概要

1 開催日時

令和5年10月24日（火）午前10時から午前11時まで

2 開催場所

吹田さんくす3番館5階 第2会議室

3 出席者

【委員】 学校教育部教育未来創生室長（委員長）、地域教育部次長（放課後子ども育成室長兼務）、地域教育部青少年室長、児童部子育て政策室長

【事務局】 学校教育部教育未来創生室職員

4 欠席者

【委員】 学校教育部次長（学校教育室長兼務）

5 案件

第3期吹田市教育振興基本計画「吹田市教育ビジョン」策定支援業務公募型プロポーザル実施要領（案）について

6 議事概要

委員長：出席者数の確認を行い、第3期吹田市教育振興基本計画「吹田市教育ビジョン」策定支援業務プロポーザル選定委員会設置要領で定める定足数を満たし、本会議が成立していることを確認（委員5名中4名出席）。

事務局：案件について事務局から説明。

委員：「3スケジュール」について、質問の回答日（最終）が参加表明書等の受付期間より後になっている。質問の回答を確認した上で参加表明が行えるよう調整すべきではないか。

事務局：質問の回答日（最終）を前倒しする修正を行う。

委員：「7提案方法及び提案の手続き」の（1）エの主担当者実績書（様式第6号）について、当該書類は参加資格審査に必要なものであるため、「6応募及び参加の手続き」の（1）イで定める提出書類とすべきではないか。

事務局：参加表明時点で提出を求めるよう修正を行う。また、併せて様式番号の修正を行う。

委員：「7 提案方法及び提案の手続き」の（2）アの提出期間が年をまたいでいるため、年末年始を提出期間としないことがわかる記載にすべきではないか。

事務局：年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を提出期間から除くことを明記する修正を行う。

委員：「9 選定の方法」の（2）アについて、プレゼンテーションの実施に当たり、名札、バッジ等の事業者名称を特定できるものを着用しないこと、スライド機材の使用不可や出席人数の制限を行う考えなのであれば、そのことを明記すべきではないか。

事務局：委員の意見を踏まえて、実施要領に明記する修正を行う。

委員：「9 選定の方法」の（2）イについて、最優秀提案者の条件として、評価点が満点（委員の評価点の合計）の5割以上であることとしているが、本市のプロポーザル案件は概ね6割以上にしている。事業者の質の確保を目指すのであれば6割以上にすべきではないか。

事務局：委員の意見を踏まえて、6割以上に修正する。

委員：「10 企画提案者が1者又はない場合の取扱い」について、最優秀提案者の条件として、提案事業者が複数の場合にはなかったものが設けられている。事業者の質を確保することが目的で設けているのであれば、提案事業者が複数の場合も同様の条件を設けるべきではないか。

事務局：委員の意見を踏まえて、提案事業者が複数の場合も同様の条件を設けるよう修正する。

委員：審査基準に「地教行法」と略称で記載している箇所があるが、この略称は広く知られているものなのか。略称を用いることで理解しづらいものになっていないか。

事務局：委員の意見を踏まえて、正式な法令名で記載する修正を行う。

委員長：案件について、委員の意見を踏まえた修正を行った上で、実施要領（案）を承認して良いか。

委員：了承する（出席委員全員）。